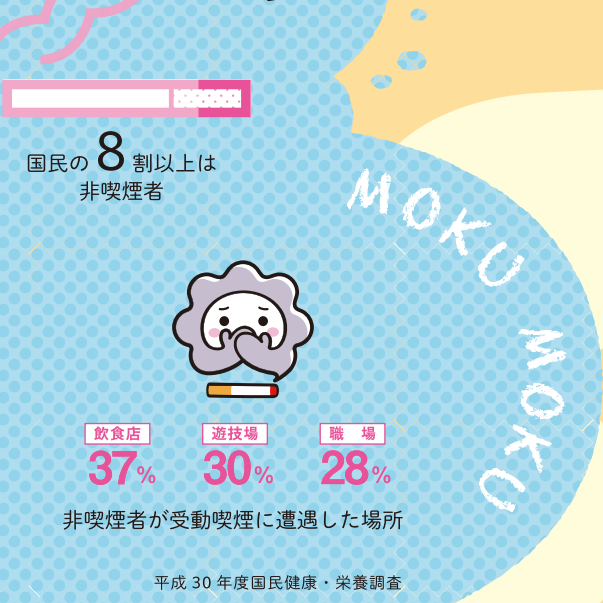


受動喫煙と法改正を知って、
じぶんのこと、みんなのことを
考えよう。



**Q1 受動喫煙で、
どんな影響が
あるの?**

A1
深刻な健康影響があるんだよ。データを見てみよう。



● 高校生のみなさんは特に受動喫煙に注意しましょう。

- たばこを吸わない人は、たばこの煙に対する感受性が高く、煙を吸うと少しの量でも大きな健康影響を受けるという研究もあります。

Q2 私たちにも関係あるの?

A2
飲食店などのルールが変わるから、みんなにも関係あるんだよ。

喫煙可能エリアにはアルバイトでも入れないのね!

様々な施設の屋内が原則禁煙になるんだね!

この標識があるエリアは喫煙できる場所なので、みなさんは入れません。

NEW RULE!

● 飲食店の屋内は原則禁煙。
● 学校・病院、みんなが行く行政施設は敷地内禁煙*に。

- たくさんの利用者がいる施設、たとえば電車や飲食店は原則屋内禁煙。喫煙を認める場合は、喫煙室の設置が必要となり、違反した事業者には罰則が科せられることもあります。また20歳未満の人は、たとえ喫煙を目的としない場合でも喫煙可能エリアへの立ち入りはできません。アルバイトで働く場合も同様です。このように、法改正により望まない受動喫煙の対策が進みます。

※屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができます。
(注)住んでいる自治体によっては、改正健康増進法以外にも、独自の条例によって、受動喫煙防止に関するルールが定められている場合があります。くわしくは自治体へお問い合わせください。

**Q3 私たちが入れるお店、
どうやって見分けるの?**

A3
受動喫煙対策の新しい標識でわかるんだよ。

NEW MARK!

喫煙可能エリアへの20歳未満立入禁止

このエリアでは受動喫煙のおそれがあるため20歳未満の人は立ち入れないという標識です。標識で確認できるようになるので、うっかり入ってしまうこともなくなります。

喫煙専用室あり
Designated smoking room available

この標識がある施設には喫煙可能エリアがあり、そこには20歳未満の人は立ち入り禁止です。禁煙マークのあるエリアには入れます。

喫煙 エリア 禁煙 エリア

この他にも喫煙・禁煙に関する標識が複数あります。詳しくは「受動喫煙対策サイト」をご覧ください。

● 喫煙設備のあるお店は標識でわかるようになります。

原則禁煙とはいえ、所定の条件を満たせば喫煙室を設けることは可能です。しかしその場合も定められた標識を掲げることが義務付けられるので、外からでも簡単にわかります。もちろん学校や病院の屋内に喫煙室の設置は認められません。

すぐにわかるようになるんだね!

**Q4 たばこの煙から守ってくれる
ルールは、いつから始まるの?**

A4
2020年の東京オリンピック・パラリンピックまでにスタートするよ。

SCHEDULE

2019年	2020年
7月	4月
9月(ラグビーW杯)	7月(東京オリンピック)

1/24 一部施行①(喫煙する際の周囲の状況への配慮義務)

7/1 一部施行②(学校・病院・児童福祉施設等、行政機関)敷地内禁煙*

4/1 全面施行(上記以外の施設等)原則屋内禁煙

※屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができます。

望まない受動喫煙のない社会になっていくんだね!

